住所：Miram Shah, North Waziristan, Federally Administered Tribal Areas, Pakistan
国連制裁委員会による指定日：2012年６月27日
その他の情報：バドルッディーン・ハッカーニ（586．に指定した個人）の通信補佐。アフガニスタン・パキスタン国境地域においてハッカーニの暴徒の活動、外国人戦闘員及び武器を調整している。Zadran部族に属する。

○外務省告示第三百四十三号

国際連合安全保障理事会決議第一五一八号に基づき設立された同理事会委員会が平成二十三年六月三日及び同年十二月六日に行った決定に基づき、国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件（平成二十二年七月外務省告示第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月二十四日

外務大臣　玄葉光一郎

別表Ｉを次の通り改訂する。

「72．ヒクマト・ジャルジェス・バフナーム
Hikmat Jarjes Bahnam
（別名）ヒクマト・ガルギース　Hikmat Gargees
（旅券）№035667（イラク）
（住所）バグダッド
（決議1483上の根拠）政府職員［団体リストの197番も参照］」
を「72．削除」に改める。

「73．ターリク・ナーセル・Ｓ・アル・オバイディー
Tarik Nasser S. Al Obaidi
（別名）ターリク・アル・ウバイディー　Tarik al‘Ubaydi
ターリク・アル・ウバイディー　Tariq al‘Ubaydi
（生年月日及び出生地）1945年、バグダッド、イラク
（旅券）№212331（イラク）
（住所）バグダッド、イラク
（決議1483上の根拠）団体リスト197番を参照」
を「73．削除」に改める。

「82．ナビール・ビクトール・カラム
Nabil Victor Karam
（生年月日）1954年
（国籍）レバノン
（住所）ヨルダン、アンマン　アバル・アル・フセイン　アル・ラーズィー・メディカル・コンプレックス、C／o Trading and Transport Services
ヨルダン、アンマン11191、私書箱910606号、C／o Alfa Company Limited for International Trading and Marketing
（決議1483上の根拠）ナビール・カラムは、ウダイ・サッダーム・フセインのタバコ密輸と不正な金儲けの活動において主要な役割を果たした。さらに、ウダイ・サッダーム・フセインの非合法事業の数多くを管理していた２つの会社である貿易・運輸サービス有限会社（Trading and Transport Services, Ltd）とアルファ国際貿易マーケティング会社（Alpha Company Ltd for International Trading and Marketing）の理事として仕えた。」
を「82．削除」に改める。

公　告

諮　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１８０号
福岡県三井郡大刀洗町大字菅野368番地３
債務者　三井薬品有限会社
代表者取締役　宮本　和彦
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堺　　紀文
4　破産債権の届出期間　平成24年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月６日午前10時30分
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第６０号
青森県五所川原市大字飯詰字皆瀬１番地
債務者　株式会社櫛引工業所
代表者代表取締役　櫛引　英嗣
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　和秀
4　破産債権の届出期間　平成24年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月６日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第６１号
青森県五所川原市大字沖飯詰字帯刀125番地６
債務者　有限会社櫛引商事
代表者代表取締役　櫛引　英嗣
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　佑輔
4　破産債権の届出期間　平成24年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月６日午後２時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第６３号
青森県五所川原市大字飯詰字皆瀬１番地３
債務者　有限会社豊飯商事
代表者代表取締役　木村英津子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　航平
4　破産債権の届出期間　平成24年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月６日午後３時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第４０７号
千葉県流山市野々下２丁目664番地の３
債務者　有限会社コウシン企画
代表者取締役　中込　友則
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇田　章吉
4　破産債権の届出期間　平成24年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月５日午前10時40分
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５００号
東京都千代田区外神田６丁目16番１号
債務者　タマル電機有限会社
代表者代表取締役　佐野　勝義
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福富美穂子
4　破産債権の届出期間　平成24年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月12日午前11時
千葉地方裁判所松戸支部民事部